

随意契約結果(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度大阪市意見表明等支援事業業務委託	その他	NPO 法人子どもアドボカシー センター OSAKA	5,000,000	令和6年7月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市意見表明等支援事業

2 契約の相手方

NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA

代表理事 奥村 仁美

3 随意契約理由

改正児童福祉法で児童相談所が行う意見聴取の対象となる児童に対し、その処遇にかかる意見や意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、その他の関係機関との連絡調整その他必要な支援を行う「意見表明等支援事業」を実施することが自治体の役割となった。

この意見表明等支援を行う支援員は児童相談所等の行政機関や施設・里親等の関係者に対し、こどもの求めに応じてこどもの意見を代弁し、支援の見直しや改善を求める役割を担うものであることから、それらの機関と利害関係のない、独立性が求められる。また、事業の実施にあたっては、こどもの特性を理解したうえで、高度で専門的な技術力を兼ね備え、児童相談所その他関係機関との連絡調整等含め、効果的で実行性のある事業計画を立案ができる事業者を選定することが必要であるため、公募型プロポーザル方式により委託事業者を募集することにした。

今回の公募型プロポーザルにおいて選定された事業者については、外部委員の意見聴取を経て決定したものであり、こどもの権利擁護にかかる環境整備の充実に寄与することが期待できることから、上記相手方と業務委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課